

浦 監 第 323 号
令和 4 年 11 月 29 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 監査対象補助金

浦安市国際交流推進関係団体補助金

(2) 対象となる団体及び担当部署

補助金交付団体 浦安市国際交流協会

補助金事務の所管課 市民経済部 地域振興課

(3) 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された団体の補助金に係る出納その他の事務の執行及び所管課の補助金に係る事務

2 監査の実施期間

令和4年8月2日から令和4年11月15日

3 監査の着眼点

事業が補助金の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、団体に対する指導監督が適切になされているかに主眼をおいて実施した。

4 監査の実施内容

補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、所管課から事情を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等を行った。

第2 補助金交付の背景

1 設立、経緯

テーマパークの開園、京葉線新浦安駅予定地周辺の整備に伴う外国人市民の増加などにより、国際交流の重要性が増す中、浦安市の国際交流ボランティアに登録していた市民を中心に昭和61年11月に発足した（仮称）浦安市国際交流協会設立懇談会を経て、昭和62年2月20日に浦安市国際交流協会が発足した。

浦安市国際交流協会は、身近な生活の場において国際理解と国際親善を深め、平和な国際社会の実現と多文化が共生できる地域社会の創設に寄与することを目的としており、令和4年9月現在においては言語学習部会や翻訳・通訳部会等と広報委員会からなる6部会1委員会を中心に活動している。

2 補助金交付団体の概要

名称：浦安市国際交流協会（以下「協会」という。）

代表者：会長 小西 英雄

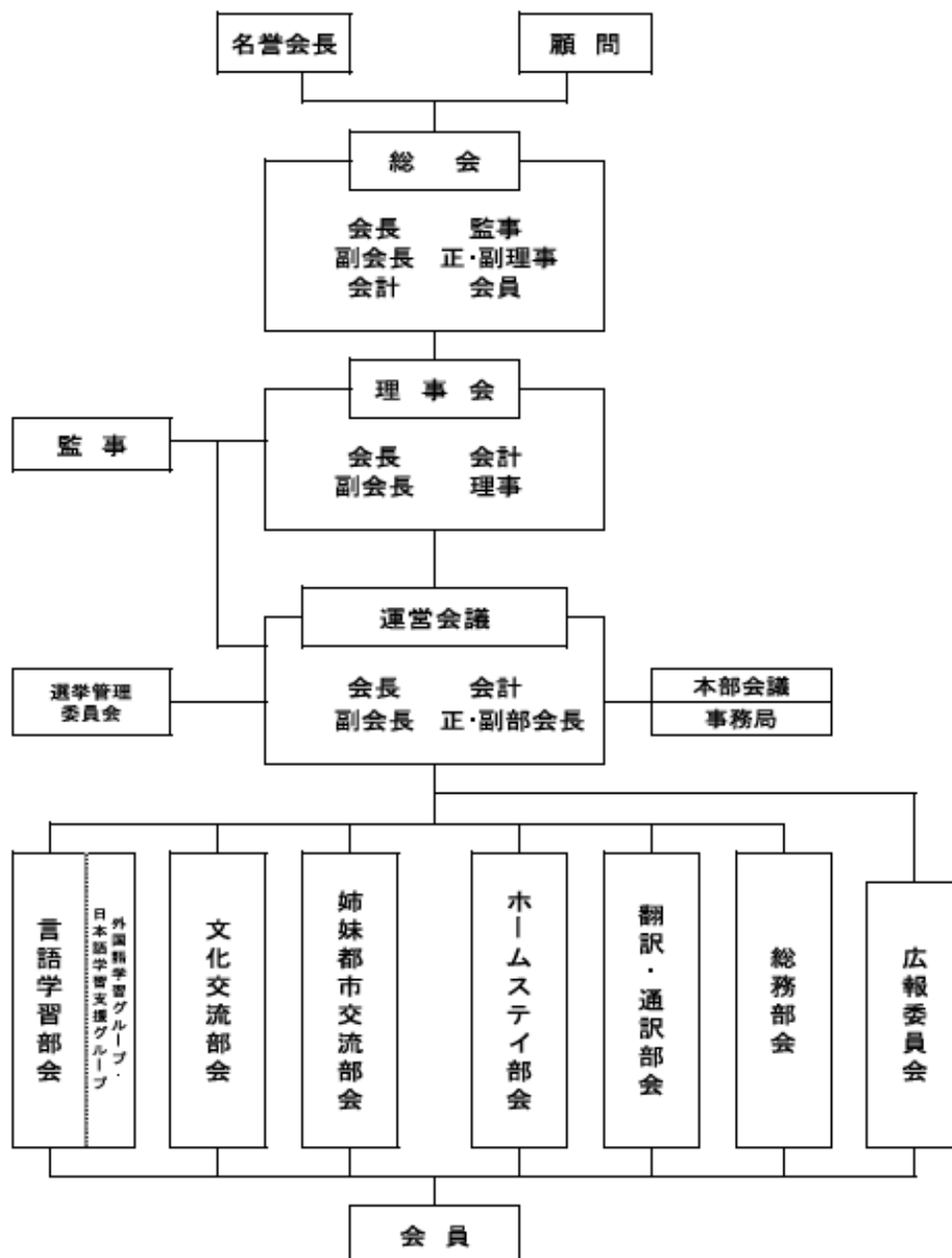
所在地 : 浦安市猫実一丁目 12 番 38 号 浦安市集合事務所 3 階

役員の数 : (令和 3 年 5 月 22 日現在)

- 会長 1 名
- 副会長 3 名
- 会計 1 名
- 理事 18 名
- 副理事 18 名
- 監事 2 名

組 織 : 下記組織図のとおり (令和 3 年 5 月 22 日現在)

浦安市国際交流協会 組織図



会員数 : 個人会員 493 名、団体会員 16 団体 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

協会の目的は、身近な生活の場において国際理解と国際親善を深め、平和な国際社会の実現と多文化が共生できる地域社会の創設に寄与することとしている。

協会の事業内容は、次のとおりである。

- ア 外国語学習による国際理解・交流事業
- イ 日本語学習支援による国際理解・交流事業
- ウ 異文化学習による国際理解・交流事業
- エ 姉妹都市交流による国際理解・交流事業
- オ ホームステイ・ビジット受入による国際理解・交流事業
- カ 翻訳・通訳ボランティア事業
- キ 地域国際化事業
- ク 会員の資質向上に必要な事業
- ケ 広報事業
- コ 協会の維持運営に必要な事業

第3 監査の結果

1 浦安市国際交流推進関係団体補助金の概要

(1) 趣旨及び定義

市長は、市民全体の国際交流を推進し、世界に開かれた都市づくりを進めるため、市内の国際交流推進関係団体の運営及び事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及び浦安市国際交流推進関係団体補助金要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

「国際交流推進関係団体」とは、浦安市民をもって組織され浦安市の国際化と国際親善に積極的に貢献する次の団体をいう。

- ア 浦安市国際交流協会
- イ 浦安在住外国人会

(2) 補助対象

市長は、国際交流推進関係団体の運営に要する経費及び計画的、継続的に実施する国際交流推進のための事業に要する経費で、営利、宗教又は政治的目的を有しないものに対して補助を行う。

(3) 補助金の額

補助金の額は、浦安市国際交流協会にあつては3,680,000円以内、浦安在住外国人会にあつては400,000円以内で、それぞれ市長が適当と認めた額とする。

(4) 交付申請

国際交流推進関係団体は、補助金の交付申請をしようとするときは、市長の定める期日までに、浦安市国際交流推進関係団体補助金交付申請書に当該年度の事業計画書及び予算書を添えて、市長に申請しなければならない。

(5) 実績報告

国際交流推進関係団体は、会計年度終了後速やかに、浦安市国際交流推進関係団体実績報告書に事業報告書及び収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(6) 概算払い

国際交流推進関係団体は、交付決定の通知を受けた場合において、団体の運営及び事業の遂行上必要があるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受けることができる。この場合において、国際交流推進関係団体は、浦安市国際交流推進関係団体補助金概算払交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の額

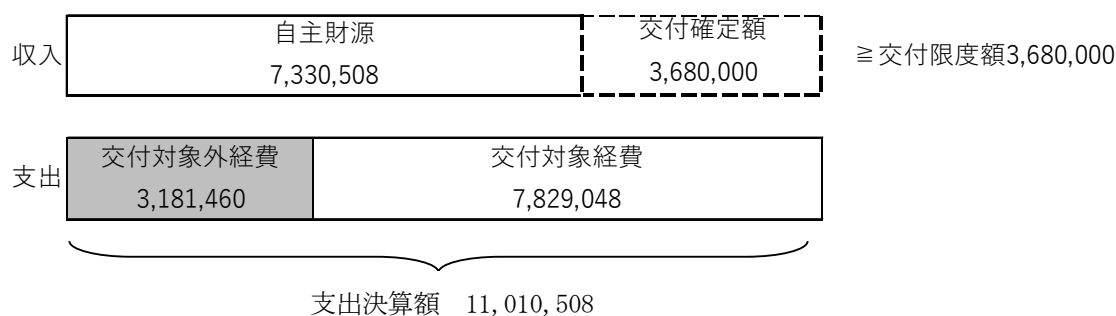
【浦安市国際交流協会補助金】

令和3年5月24日	交付申請	申請額：	3,680,000円
令和3年5月27日	交付決定通知	交付決定額：	3,680,000円
令和3年5月27日	補助金概算払交付請求	請求額：	3,680,000円（6月18日支払）
令和4年3月31日	実績報告書の提出		
令和4年3月31日	補助金額の確定	確定額：	3,680,000円
		精算額：	0円
令和4年3月31日	概算払精算書の提出		

3 決算状況

年度末に協会より決算収支計算書の提出を受け、支出決算額（11,010,508円）から自主財源による収入額（7,330,508円）を差し引いた額（3,680,000円）と決算時の交付対象経費（7,829,048円）を比較し、額の小さい方が交付決定額（3,680,000円）より少額である場合は、その差額を精算額として返納してもらうこととしているが、令和3年度は支出決算額から自主財源による収入額を差し引いた額（3,680,000円）が交付決定額（3,680,000円）と同額であったため、返納はなかった。

単位：円



なお、協会の決算収支計算書及び補助金審査資料は、次表のとおりである。

【協会の決算収支計算書】

1. 一般会計2021年度決算 収支計算書

2021年4月1日～2022年3月31日

2022年3月31日

単位:円

科 目		1.予算	2.実績	3.対比 (実績-予算)	備考: 予算/実績 (括弧内単位:千円)	
収 入	1 年会会費	710,000	653,000	-57,000	予算:個人会員:550名、団体会員:16団体 実績:個人会員:493名、団体会員:16団体	
	2 補助金	3,680,000	3,680,000	0		
	3 特別会計取崩し	2,631,165	411,104	-2,220,061		
	4 言語学習部会	7,759,000	6,203,704	-1,555,296		
	内訳	[外国語グループ]	7,296,000	5,887,204	-1,408,796	受講者608名/525名、83名減(△996) 講座中止による返金(△413)
		[日本語グループ]	463,000	316,500	-146,500	日本語支援教室:学習者80名/58名、22名減(△92) 養成講座(△10)、交流会中止(△45)
	5 文化交流部会	99,000	0	-99,000	イベント中止(七夕の会△12、和食文化体験△12、 在住外国人共催事業△70、正月の会△5)	
	6 姉妹都市交流部会	0	0	0		
	7 総務部会	495,000	11,000	-484,000	やさ日普及講習会(+11)、新春交流会中止(△495)	
	8 ホームステイ部会	40,000	0	-40,000	来日事業(他団体幹旋事業)取止め(△40)	
9 翻訳・通訳部会	130,000	51,700	-78,300	イングリッシュカフェ・フラッシュアップ会参加者減(△48) 講演会オンライン実施(△30)		
10 広報委員会	0	0	0			
収入合計		15,544,165	11,010,508	-4,533,657		
支 出	1 言語学習部会	8,242,165	6,173,800	-2,068,365		
	内訳	[外国語グループ]	6,809,165	5,383,267	-1,425,898	講座中止による講師謝礼減(△827)、研修会場費減(△303) イベント・懇親会中止(講座代表懇親会△35、講師懇談会△64、 アジア&ロシアカフェ△68)、運営事務費減(△109)、予備費減(△20)
		[日本語グループ]	1,433,000	790,533	-642,467	日本語教室経費減(△393)、スキルアップ講座(△50) 養成講座減(△21)、交流会中止(△150)、雑費・予備費減(△28)
	2 文化交流部会	263,000	21,839	-241,161	イベント中止(七夕の会△91、在住外国人共催事業△100、 和食文化体験△22、正月の会△43)、セミナー開催(+20)、会議費減(△5)	
	3 姉妹都市交流部会	100,000	0	-100,000	活動中止(宣伝広報△100)	
	4 総務部会	1,042,000	211,676	-830,324	やさ日発行費用増(+59)、やさ日普及活動減(△28) イベント・事業中止(新春交流会△605、SDGs△20、地域交流市民祭り △30、地域交流春祭り△170、防災研修△5)、セミナー減(△9) 総会会場費増(+4)、総会資料費減(△11)、部会運営費減(△15)	
	5 ホームステイ部会	40,000	0	-40,000	来日事業(他団体幹旋事業)取止め(△40)	
	6 翻訳・通訳部会	477,000	127,807	-349,193	オンライン活用により支出減(イングリッシュカフェ△39、フラッシュアップ△28) イベント・事業中止(プレゼンテーション大会△125、春祭り△25、セミナー△95) 翻訳事業減(△34)、通訳依頼継続案件減(△3)	
7 広報委員会	600,000	429,823	-170,177	イベント減によりページ減(印刷外注費減△102、配送費減△48) UIFAオンライン発行費減(△14)、その他減(△6)		
8 本部経費(注1)	4,780,000	4,045,563	-734,437	本部経費(明細:付属資料1参照)		
支出合計		15,544,165	11,010,508	-4,533,657		

【補助金審査資料】

収入					単位:円
項目	本年度 予算額 (A)	本年度 決算額 (B)	比較 (C) (B)-(A)	本年度決算額(B)の積算内訳	
会費収入	710,000	653,000	-57,000	一般会員,団体会員会費	
事業収入	8,523,000	6,266,404	-2,256,596	言語学習費、総務費、翻訳・通訳費	
市補助金	3,680,000	3,680,000	0		
繰入金	2,631,165	0	-2,631,165		
特別会計取崩し	0	411,104	411,104		
合計	15,544,165	11,010,508	-4,533,657		
支出					単位:円
項目	本年度 予算額 (A)	本年度 決算額 (B)	比較 (C) (A)-(B)	本年度決算額(B)の積算内訳	
補助 対象 経費	言語学習費	7,908,065	6,167,326	1,740,739	講師謝礼、ボランティア研修経費、会場借用料等
	文化交流費	173,000	21,839	151,161	イベント中止のため雑費のみ
	姉妹都市交流費	100,000	0	100,000	
	総務費	437,000	211,676	225,324	総会経費、会報発行費等
	ホームステイ・ビ ジット費	40,000	0	40,000	ホームステイ者来日なし
	翻訳・通訳費	427,000	127,807	299,193	通訳・翻訳経費、語学力向上講座実施経費
	本部経費	2,870,000	1,300,400	1,569,600	消耗品費、印刷製本費、通信費、保険料、備品購入費等、振込手数料等
補助対象経費 計	11,955,065	7,829,048	4,126,017		
補助 対象 外 経費	言語学習費	334,100	6,474	327,626	飲料費等
	文化交流費	90,000	0	90,000	
	姉妹都市交流費	0	0	0	
	総務費	605,000	0	605,000	
	ホームステイ・ビ ジット費	0	0	0	
	翻訳・通訳費	50,000	0	50,000	
	本部経費	2,510,000	3,174,986	-664,986	事務員人件費、賃借料
対象外経費 計	3,589,100	3,181,460	407,640		
補助金返納金	0	0	0		
合計	15,544,165	11,010,508	4,533,657		

4 事業の実績

令和3年度の主な取組状況は、次のとおりである。

(1) 本部・事務局

- ア 本部会議の開催（14回）
- イ 運営会議（12回）
- ウ 理事会（3回）
- エ 会計監査（2回）
- オ 合同会計説明会
- カ 四半期会計会議（4回）
- キ 予算策定・見直し会議（3回）

(2) 言語学習部会 外国語学習グループ

- ア 外国語講座（9言語・21講座、通年）

(3) 言語学習部会 日本語学習支援グループ

- ア 日本語学習支援教室（通年）
- イ 日本語ボランティア養成講座（全10回）
- ウ 日本語ボランティアスキルアップ講座（全4回）

(4) 文化交流部会

- ア リモートセミナー（7回）

(5) 姉妹都市交流部会

新型コロナウイルス感染症流行の影響により事業中止

(6) ホームステイ部会

新型コロナウイルス感染症流行の影響により事業中止

(7) 翻訳・通訳部会

- ア 英語ブラッシュアップの会（9回）
- イ イングリッシュカフェ（3回）
- ウ 東京2020オリンピック・パラリンピック オランダ・スロバキア事前キャンプ通訳ボランティア

(8) 総務部会

- ア 総会
- イ オンラインミニセミナー（2回）
- ウ SDGs学習会及びSDGs推進チーム活動
- エ やさしい日本語「外国人のための浦安市のお知らせ」発行（12回）

(9) 広報委員会

ア UIFA ニュースの発行（4回）

5 協会への指導・監督等

協会の監査報告に立会い、補助金の執行状況について確認するほか、団体の総会資料の事業実績報告や収支決算書、領収書等の会計書類により確認し、会計担当者に対して適宜ヒアリングをするなど、適正な確認を行っている。

6 補助金交付の成果

協会は、市民の視点から幅広い草の根活動を継続的かつ活発に展開してきた。都市の選考にも携わった姉妹都市の米国オーランド市との親善交流においては、一般公募市民をオーランドに派遣する「友好の翼」を開催しているほか、現地高校生とのホームステイの受け入れなどを行い、市内中高生を現地へと派遣する市主催の「青少年海外派遣事業」では、派遣生の選考に協力している。

また、日本人市民、浦安在住外国人、留学生などを対象とした外国語講座や日本語学習支援、日本文化紹介やグローバル講座など、国際理解や国際交流イベント等の事業活動を多数行っており、当該団体の運営を支援することで、市内各地域の多くの市民の国際理解を深め、さらに、国際交流、国際親善への関心を高め、市の多文化共生社会の推進に大きな成果が上げられている。

7 監査結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、事務処理上の軽易な誤り等（注意事項）があったことから、改善を求める。

第4 意見

(1) 協会

ア 予算執行について、支出を決定する書類上の記録がなかった。今後は、意思決定過程がわかるように、書類等に記録を残し、会計担当が確認を行うなど、適正な事務処理に努められたい。

イ 小口現金の取り扱いについて、会計規則に現金の取り扱いに関する規定を設けるなど、徹底したリスク管理を図られたい。

ウ 出納帳について、様式が統一されていなかったが、会計処理の明確化を図るため、様式の見直しを検討されたい。

(2) 地域振興課

ア 補助金の補助対象について、協会の運営及び事業に要する経費の一部を対象としているが、補助の妥当性、補助算定及び対象経費の明確化や、協会の自立の促進を図るため、運営費に対する補助ではなく、協会が実施する公益上必要とされる事業のみに対する補助への移行を検討されたい。

○監査結果の区分等

監査結果については、「勧告」、「指摘事項」、「改善事項」及び「注意事項」の4つに区分している。その取扱基準、報告及び公表は、次のとおりとなっている。

区分	取 扱 基 準	報告及び公表
勧告	(1) 法令等に違反しているもの ※等：訓令や内規など (2) 故意又は過失により重大な損害等が生じたもの ※等：影響を与えることや不適切なことなど (3) 事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの ※等：予算の執行や事業の実施 (4) 著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの (5) 過去の監査等で改善事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「勧告」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
指摘事項	上記（1）から（5）に該当し、「勧告」に当たらないものとする。	監査等の結果報告書に「指摘事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
改善事項	(1) 法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるもの (2) 現時点で、損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの (3) 指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの (4) 経済性、効率性、有効性の観点から改善又は見直しを検討する必要があると認められるもの (5) 所属する部署だけでは改善又は見直しが困難で、他の部署等との調整が必要と認められるもの ※等：関係機関や団体 (6) 制度上の不備等で検討が必要と認められるもの ※等：制度がない、規定がない、取扱いが決まっていないなど (7) 過去の監査等で注意事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「改善事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
注意事項	(1) 事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるもの (2) 現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの (3) その他、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるもの	監査等の結果報告書には具体的な事項は記載せず、注意事項があった旨のみを記載する。また、別途、「注意事項」として取りまとめた上、担当部長に対し文書により通知する。